

出 生 届

(届出期限) 出生の日から3ヶ月以内に領事窓口へ届け出てください。

※海外で生まれたお子様が、出生時に外国の国籍も併せて取得している場合（例えば、父又は母がヨルダン国籍であるある場合等）は、この届出期限内に、日本国籍を留保する意思表示（出生時に署名捺印）をしなければ日本国籍を失うことになりますのでご注意ください。

(必要書類)

1. 出生届（窓口用紙があります） 2通
2. 出生証明書（外国官公署発行） 2通
3. 同和訳文 2通

婚 姻 届

(提出期限) 婚姻成立の日から3ヶ月以内に領事窓口へ届け出てください。

※3ヶ月を超えて届出の場合は「遅延理由書」も併せて提出いただく必要があります。

(必要書類)

(イ) 日本方式による日本人間の婚姻の場合

1. 婚姻届（窓口用紙があります） 3通
2. 夫と妻の戸籍謄本 各2通
3. 夫・妻・証人2名それぞれの身分証明書写

*新しい本籍地を、夫又は妻の本籍地と別の市区町村に定める場合は1. 2. に関しては、1通ずつ多く必要です。

(ロ) ヨルダン方式による婚姻の場合

A. 日本人間の婚姻の場合

1. 婚姻届（窓口用紙があります） 3通
2. 婚姻証明書 3通
3. 同和訳文 3通

4. 夫と妻の戸籍謄本 各2通

B. 配偶者の一方が外国人の場合

1. 婚姻届（窓口には用紙があります） 2通
2. 婚姻証明書 2通
3. 同和訳文 2通
4. 外国人配偶者の国籍を証明する書類（有効な旅券、国籍証明書等）原本の提示
5. 同和訳文
6. 戸籍謄本 2通

*新しい本籍地を別の市区町村に定める場合は提出書類は全て3通となります。

国籍に関する届出書

外国の国籍と日本の国籍を有する人（重国籍者）は、22歳に達するまでに（20歳に達した後に重国籍者となった場合は、重国籍になった時から2年以内）、どちらの国籍を選択する必要があります（国籍法14条1項）。選択しない場合は、日本の国籍を失うことがありますのでご注意ください。

※ 重国籍となる例としては、以下のような場合があります。

- ① 日本国民である母と父系血統主義をとる国（例：ヨルダン等）の国籍を有する父との間に生まれた子。
- ② 日本国民である父または母と父母両系血統主義をとる国（例：韓国等）の国籍を有する父または母との間に生まれた子。
- ③ 日本国民である父または母（あるいは父母）の子として、生地主義をとる国（例：米国等）で生まれた子。
- ④ 外国人父からの認知、外国人との養子縁組、外国人との婚姻等により自動的に外国の国籍を取得した日本国民

※ なお、自分の意志で外国の国籍を取得した日本国民は、外国の国籍を取得した際に自動的に日本国籍を喪失しますので、ご注意ください。

国籍の選択方法

重国籍者による国籍の選択は、自己の意志に基づいて、次のいずれかの方法により行ってください。

(イ) 日本国籍を選択する場合

A. 当該外国の国籍を離脱する方法

当該外国の法令により、その国の国籍を離脱した場合は、その離脱を証明する書類を添付して在外公館または日本の市区町村役場へ「外国国籍喪失届」を届出てください。

B. 日本の国籍の選択を宣言する方法

国籍謄本を添付して在外公館または日本の市区町村役場に「日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄する」旨の「国籍選択届」を届出てください。

(ロ) 外国の国籍を選択する場合

A. 日本の国籍を離脱する方法

住所地を管轄する在外公館または日本国内の法務局・地方法務局に戸籍謄本、住所を証明する書類、外国国籍を有することを証明する書類を添付して、「国籍離脱届」を届出てください。

* この届出は日本国籍を離脱する本人（15歳未満の場合は、法定代理人）が自ら在外公館または日本国内の法務局・地方法務局に出向く必要があります。

B. 外国の国籍を選択する方法

当該外国の法令により、その国の国籍を選択した場合は、外国国籍を選択したことを証明する書類を添付して在外公館または日本国内の市区町村役場に「国籍喪失届」を届出てください。